



# 公立保育所・こども園一時保育のご案内

美容室に行きたいけど、小さい子どもと一緒にだと難しい…  
 病院に行きたいけど、長い待ち時間に子どもが飽きちゃって連れて行くのは大変…  
 そんなときに地域の保育所・こども園がお子さんをお預かりします！

## 🌸 どこで預かってくれるの？

市内公立保育所・こども園（保育部）



## 🌸 対象の年齢は？

大越こども園、都路こども園、常葉保育所

満1歳から2歳児（今年度3歳になるお子さま）まで

滝根保育所

満1歳から3歳児（今年度4歳になるお子さま）まで



※ 認定こども園わかかさ、星の森保育園でも一時預かり事業を行っています。  
 詳しくは対象施設へお問い合わせください。

## 🌸 利用できる回数と時間は？

原則、月に7日以内 / 通常保育時間（7：30～18：30）

※ 保護者の病気等、緊急的な利用の場合、最長1ヶ月間の利用が可能です。

## 🌸 保育料は？

1日 1,000円（給食・おやつ代含む）



## 🌸 利用方法は？

- ① 申請 こども未来課、各行政局、各保育施設のいずれかで「一時保育入所申請書」を提出
- ② 利用調整 希望施設が受け入れ可能か日程の調整を行います
- ③ 面談 保育施設と日程を相談の上、初回利用日より前に面談
- ④ 利用 一時保育の利用

※ 利用者が多いことによる調整や施設の行事等の理由により希望日に添えない場合があります。

※ 利用申請後、利用を取りやめる際は利用日の2日前までに「一時保育・特定保育不要届」をこども未来課、行政局または各保育施設のいずれかに提出してください。

提出がない場合、提出が遅れた場合は保育料をいただきます。

例 10日に利用予定だったが、利用をやめることにした

8日に届けを提出 → 保育料なし / 9日に届けを提出 → 保育料発生

（お問い合わせ 田村市こども未来課 0247-82-1000）

